

平成 29 年度
受動喫煙に関する都民の意識調査
報告書

はじめに

平成15年に施行された健康増進法では、多数の者が利用する施設の管理者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと定めています。

東京都は、平成16年に「東京都受動喫煙防止ガイドライン」を策定し、受動喫煙による健康影響についてホームページやリーフレットを活用して、理解の促進を図っています。さらに事業者に対しては、職場や飲食店における受動喫煙防止対策ハンドブックを作成し、受動喫煙防止の取組を働きかけております。

東京都では健康増進の観点から、受動喫煙防止対策を一層強化する必要があり、今般、都民の受動喫煙に関する意識を把握し、今後の施策の参考とするため、調査を実施しました。皆様の御協力により貴重な調査結果が得られましたので、ここに報告書としてまとめさせていただきました。関係者の皆様の受動喫煙防止対策に役立てていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に当たり、御協力いただきました都民の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年11月

東京都福祉保健局保健政策部長
矢内真理子

I 調査概要	
1 調査目的	3
2 調査期間	3
3 調査設計	3
4 アンケート回収結果	3
5 その他	4
II 調査の結果	
1 回答者の属性	7
(1) 性別	7
(2) 年齢	7
(3) 子どもの有無	8
(4) 居住地域	8
(5) 仕事・就学	9
(6) 業種	9
2 受動喫煙の認知度・受動喫煙の状況	10
(1) 喫煙状況	10
(2) 禁煙の意志	12
(3) 喫煙時に気をつけていること	13
(4) 「受動喫煙」という言葉の認知度	15
(5) 各施設における受動喫煙の有無	17
3 受動喫煙に対する意識・行動	63
(1) 受動喫煙にあつて感じたこと	63
(2) 受動喫煙にあつた時の行動	65
(3) 受動喫煙防止対策をとってほしい不特定多数が利用する施設	68
(4-1) 不特定多数が利用する施設における最適な対策	71
(4-2) 飲食店における最適な対策	73
(4-3) ホテル・旅館における最適な対策	75
(4-4) ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設における最適な対策	77
(5) 飲食店等の入口での禁煙・分煙表示を参考にするか	80
(6) 店頭表示用ステッカー	82
4 今後の受動喫煙防止対策について	84
(1) 受動喫煙防止対策における法的な規制の賛否	84
(2) 法的な規制がある方がよい理由	86
(3) 望ましい規制内容	88
(4) 法的な規制をしてほしくない理由	90
(5) 建物内禁煙の例外措置	93
(6) 飲食店における例外	95
(7) 路上喫煙対策	97
(8) プライベート空間の喫煙対策	99

(9) 東京都への意見・要望	109
----------------	-----

参考資料

単純集計結果表	121
調査票	131